

令和8年2月24日

工業部会
会員各位

いわき商工会議所 工業部会
【公印省略】

いわき商工会議所 工業部会総会（書面決議）について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当所事業運営に関しましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、会員の皆様のご意見を反映し、次年度の部会事業の推進を図るため、事業活動の方向性および事業計画等につきまして、書面にてお諮りすることといたしましたのでご案内申し上げます。

つきましては、総会議案書をお送りいたしますので、ご査収いただくとともに、議案への賛否について、別紙「書面表決書」にご記入のうえ、令和8年3月6日(金)までに、FAXにてご提出をお願い致します。

謹白

※議案の可決につきましては、部会規則第6条より、ご提出いただいた書面表決書のうち、賛成が過半数を占める場合に可決といたします。

※各議案については、三役会の承認を経て、書面総会にかけておりますことを申し添えます。

■経営に役立つ各種情報のご案内

当所HPにおいて、補助金等支援施策情報（随時更新）を掲載しております。

不明な点等ございましたら、いわき商工会議所までお気軽にお問い合わせください。



◀ 画面左バナー【補助金等支援施策情報】をご覧ください。

【いわき商工会議所HP】

【担当】いわき商工会議所 中小企業振興グループ
〒970-8026 いわき市平字田町 120 ラトブ6階
TEL：0246-25-9151 / FAX：0246-25-9155

いわき商工会議所 工業部会総会
【書面表決書】

いわき商工会議所 工業部会総会（書面決議）における各議案について、次の通り議決に関する権限を行使します。

1. 通常総会審議事項に対する賛否

議案第1号	令和7年度事業報告承認の件	賛成 ・ 反対
議案第2号	令和8年度事業計画（案）の件	賛成 ・ 反対

2. その他ご意見等がございましたらご記入ください。

- (注) 1. 各議案について、「賛成」・「反対」いずれかに○印を記入してください。
2. 「賛成」・「反対」の両方に○印がある場合、また両方に○印がない場合には、その議案に賛成として取り扱います。
3. 令和8年3月6日までに書面表決書のご提出が無い場合は、全ての議案に賛成として取り扱います。

令和8年 月 日

事業所名： _____

氏 名： _____

1. 小規模事業者の販路開拓支援

いわき商工会議所では、市内でものづくりに携わる小規模事業者の皆さまの販路開拓支援のため、国の伴走型小規模事業者支援推進事業の補助を受けて、令和2年度から令和6年度までで延べ25社に対して専門家が個別相談や商談マッチング等を実施しました。

令和7年度は主にこれまで支援を実施してきた事業者の皆さまに、新たに商談会・展示会への出展を支援する事業として展開いたしました。

- イベント名：ビジネスチャンス EXPO in TOKYO
- 開催日時：令和7年11月26日、27日
- 開催場所：東京ビッグサイト
- 出展者



No	事業者名	所在地	主な業種
1	(有)テクノサンショウ	小川町	マシニングセンタ加工、旋盤加工
2	トラスト企画(株)	泉町	リサイクル素材を利用した商品開発
3	(株)コアシステムジャパン	上荒川	光ファイバーを利用した測定機器の開発

(展示のみ) マイナーズジャパン(株)、(株)磐城高箸

2. 中小企業のカーボンニュートラルの推進

中小企業にとって温室効果ガス排出量の削減、いわゆるカーボンニュートラルは環境問題への取り組みという側面だけでなく、大企業を中心とした取引先との関係性を維持するためにも非常に重要なテーマとなっております。いわき市においては、市内18の事業者が発起人として、福島高専と連携した人材育成事業を行う「いわきカーボンニュートラル人材育成コンソーシアム」が設立されています。全国に先駆けた民間主導の動きを促進するため、いわき商工会議所としても本事業の周知等に協力しています。

- 「いわきカーボンニュートラル社会連携共同講座2025」(講座13回、公開講座1回)

3. 部会総会等の開催

- (1) 総会
 - 日時：令和7年9月10日(水)
 - 場所：パレスいわや
 - 議題：議員改選に伴う2号議員の選任について
- (2) 三役会
 - 日時：令和8年2月6日(金)
 - 場所：オンライン
 - 議題：令和7年度事業報告、令和8年度事業計画(案)

工業部会の令和8年度の方針は「ものづくり企業の人手不足対策と販路開拓支援」として、事業計画案を策定いたしました。

1. 関係機関と連携した人材の確保・育成（予算額 100 千円）

- ポリテクセンター及びコンピュータカレッジの人材育成プログラムや活用について情報交換・意見交換を実施する。特にポリテクセンターは既存プログラムを受講した方の就職率やプログラムごとの受講生数のデータを持っており、企業ニーズ等も把握しながらプログラムの構成を検討しているため、事業者との意見交換を実施することで人材のミスマッチを緩和していきたい。
- 福島高専・ポリテクセンター・コンピュータカレッジとの意見交換会を開催する
- 外国人材の活用に関する事例調査を行い、市内事業者における活用を促進する

2. 中小企業のカーボンニュートラルの推進（予算額 100 千円）

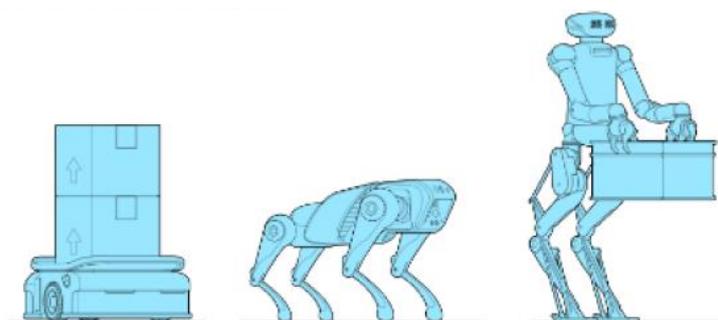
- いわきカーボンニュートラル人材育成コンソーシアム」への協力と活動の周知を行う
- 社会連携講座への参加を通じて理解促進を図れるよう周知へ協力

3. 小規模事業者の販路開拓支援（予算額 1,200 千円）

- 市内製造業の販路開拓支援を目的として、商談会・展示会への出展を支援する
- 伴走型小規模事業者支援推進事業費補助金を活用

4. フィジカルAI・ロボティクス分野の調査研究・視察（予算額 200 千円）

- 産業用ロボット分野では 2030 年には AI が搭載された革新的なロボットの急拡大が見込まれており、ロボティクス市場（部品や素材の生産・加工等）へ、市内事業者が将来的にサプライヤーやユーザーとして、どのように関わっていけるのか調査研究するため、先進企業の視察や意見交換を実施する



※AI 搭載産業用ロボットのイメージ

5. 部会事業所間の交流促進（予算額 100 千円）

- 部会事業者の相互交流や取引を促進するため、意見交換や懇親会を開催する
- F-REI（福島国際研究教育機構）と、研究開発支援や技術革新、人材育成、技術者交流の可能性等について意見交換を図る。

部会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、定款第53条の規定に基づき、部会について必要な事項を定めるものとする。

(目的及び任務)

第2条 部会は、会員の営む事業の適切な改善発達を図ることを目的とし、その任務は次のとおりとする。

- (1) 政策提言活動として、当該部会にかかる業界特有な事項及び市民生活の諸問題についての建議、提案を行う。
- (2) 事業活動として自らの運営による次の事業を積極的に行う。
 - ① 会員の参加意識の高揚をはかるためのPR並びにアンケート等による意識の聴取
 - ② 講演会等による情報提供
 - ③ 会員相互の交流（懇親、レクリエーション等）
 - ④ 各業種団体との情報交換
 - ⑤ 業界振興事業の実施（独自又は業種団体との共催によるイベント）

(構成)

第3条 定款第47条第1項に規定する各部会の所属業種は、別表1に掲げるとおりとする。

(運営)

第4条 各部会は、毎年1回以上、総会を開催するとともに、必要に応じて、役員会および常任委員会による機動的な対応を行うものとする。

(部会役員及び常任委員)

第5条 部会長は、部会総会において、常議員または議員の中から選任する。

2 副部会長及び部会幹事長は、部会長が部会総会の同意を得て選任する。

3 部会総会の承認を得た場合は、部会常任委員会において、部会長、副部会長及び幹事長を選任することができる。

4 部会に常任委員を若干人置くこととし、部会長が年会費10口以上の部会員のうちから委嘱または解任する。

(議事)

第6条 部会総会、常任委員会及び役員会の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(分科会)

第7条 部会に、必要に応じ、分科会を設置することができる。

2 分科会長は、部会長が部会常任委員会の同意を得て選任する。

(意見)

第8条 会頭、副会頭及び専務理事は、部会総会、常任委員会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

(経費)

第9条 部会の運営に要する経費は、本商工会議所の予算をもって充当する。ただし、特別の事業を行うときはこの限りではない。

2 部会長は、部会事業の経費に充てるため、部会総会の決議および常議員会の承認を得て部会費を徴収することができる。

(委任)

第10条 定款及び本規則に定めるもののほか、部会について必要な事項が生じたときは、その都度、議員総会の議を得て定める。

附 則

- 1 この改正規則は平成4年7月13日より施行する。
- 2 この改正規則は平成11年2月22日より施行する。
- 3 この改正規則は平成13年11月21日より施行する。
- 4 この改正規則は平成17年4月1日より施行する。
- 5 この改正規則は平成26年4月1日より施行する(別表1)。
- 6 この改正規則は、平成29年4月1日より施行する(第1、5、9条)。
- 7 この規程の改正は、平成31年4月1日から実施する(第4、5、9条)。
- 8 この規約の改正は、令和2年4月1日から実施する(第1、3条)。
- 9 この規約の改正は、令和5年7月29日から実施する(第5条)。

(別表1)

部 会 名	所 属 業 種
1 商業部会	呉服、衣服、寝具、靴、履物、カバン、袋物、洋品雑貨、化粧品雑貨、酒、調味料、食肉、鮮魚、乾物、野菜、果実、菓子、パン、米穀、惣菜、茶、飲料品、家具・インテリア、金物、荒物、陶磁器、ガラス器、家庭用電器、機械器具、医薬品、衛生用品、書籍、新聞、文房具、スポーツ用品、玩具、娯楽用品、写真具、時計、メガネ、自転車の販売業など
2 工業部会	紙、パルプ、プラスチック、電気、ガス、化学、石油、石炭、ゴム、窯業、土石、鉄鋼、非鉄金属、その他素材製造業、鉄工、機械器具、縫製、家具・装備品、紙製品、金属加工、自転車、弱電、各種組立製造、畜産品、水産物、粉、酒、飲料、調味料、製菓、その他飲食料品製造業など
3 建設業部会	土木、建築、舗装、造園の総合工事業、直接請負施工または下請け建設の一部を施工する電気工事、通信工事、管工事、さく井工事、昇降設備工事業、主として下請け建設の一部を施工する大工工事、鉄骨、鉄筋工事、タイルブロック工事、左官工事、屋根工事、板金金物工事、塗装、建具、内装、畳、防水工事、建築士、製材、建設用組立材料製造、建設資材販売業など
4 観光・サービス業部会	旅館、ホテル、民宿、観光施設、観光土産品販売、食堂、レストラン、喫茶、料亭、スナック、酒場、興業、ゴルフ場、旅行、旅客自動車、自動車賃貸業、冠婚葬祭、クリーニング、理美容、公衆浴場、スポーツ施設、娯楽施設、医療・福祉、教育・学習、警備、駐車場、その他対個人サービス業など
5 運輸情報業部会	貨物運送・取扱、倉庫、運輸付帯サービス、鉄道、水運、航空運輸、自動車販売・整備、タクシー、運転代行業、新聞、出版、放送、広告、情報サービス、通信、印刷企画業など
6 金融・都市開発業部会	金融、保険、証券、弁護士、経営コンサルタント、人材派遣、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産仲介・賃貸・管理、都市開発、産業廃棄物処理業など

<備考>表に掲げる業種に該当がない場合は、会員の希望により、最も近い業種の部会に所属することとする。